

経済産業省

20180914 貿局第1号
輸入注意事項30第40号
経済産業省貿易経済協力局

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(8)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(8)）の輸入の確認について」の一部改正について

「試験研究又は分析に用いられる、モントリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の7の(8)）の輸入の確認について」（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）の題名及び本文の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(8)）の輸入の確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表三の七の(8)）の輸入の確認について（平成7年11月24日付け輸入注意事項7第70号）

改正後	現 行
<p data-bbox="163 435 1039 507">試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表<u>三の七の(7)</u>）の輸入の確認について</p> <p data-bbox="87 552 1115 660">輸入公表<u>三の七の(7)</u>に規定する試験研究又は分析に用いられるモンテリオール議定書附属書に掲げる物質を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="107 707 208 735">(以下略)</p>	<p data-bbox="1216 435 2092 507">試験研究又は分析に用いられる、モンテリオール議定書附属書に掲げる物質（輸入公表<u>三の七の(8)</u>）の輸入の確認について</p> <p data-bbox="1137 552 2166 660">輸入公表<u>三の七の(8)</u>に規定する試験研究又は分析に用いられるモンテリオール議定書附属書に掲げる物質を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。</p> <p data-bbox="1180 707 1281 735">(以下略)</p>